

聖籠町下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町公営企業管理規程第二号

聖籠町下水道条例施行規程の一部を改正する規程

聖籠町下水道条例施行規程（平成二十二年聖籠町公営企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号ロ中「、同号ア」を「、同号イ」に改める。

別記様式第十八号及び第十九号を次のように改める。

別記様式第十八号（第十六条関係）

別記様式第18号（第16条関係）

(注)

水道料金 納入督促 (金額不明) ㉓ 下水道使用料						水道料金 納入通知書 (後払) ㉔ 下水道使用料						水道料金 納入通知書(滞り) ㉕ 下水道使用料					
お 客 様 番 号			年 月 分			お 客 様 番 号			年 月 分			お 客 様 番 号			年 月 分		
使用水量	水道料金	滞り手数料	計	使用水量	水道料金	滞り手数料	計	使用水量	水道料金	滞り手数料	計	使用水量	水道料金	滞り手数料	計		
㎡	円	円	円	㎡	円	円	円	㎡	円	円	円	㎡	円	円	円		
下水道	円	円	円	下水道	円	円	円	下水道	円	円	円	下水道	円	円	円		
その他(人)	円	円	円	その他(人)	円	円	円	その他(人)	円	円	円	その他(人)	円	円	円		
始期限	年 月 日	合計金額		始期限	年 月 日	合計金額		始期限	年 月 日	合計金額		始期限	年 月 日	合計金額			
上記のとおり納入します。				上記の金額を納付しましたので通知します。				上記の金額を納入してください。				上記のとおり滞りました。 ・公的取扱い ・現金取扱い					
聖籠町上下水道事業 公営課金融課課長 様				聖籠町上下水道事業 金融課課長 様				聖籠町上下水道事業 公営課金融課 課長 様				聖籠町上下水道事業 公営課金融課 課長 様					
領収印				領収印				領収印				領収印					
[聖籠町 上下水道課]						[聖籠町 上下水道課]						[聖籠町 上下水道課]					

<p>水道料金及び下水道使用料のお支払いには、仮印が「口座振替」をこの指針に記載の口座又は郵便局への預貯金と預金通帳・通知帳の印鑑を添付してください。</p> <p>○水道料金及び下水道使用料が未納となっておりますので、この督促状を付替して納入場所へ送付しなくてはならない場合があります。</p> <p>○未納付金については、十分調査し差控してあります。もし誤り等がありましたら、ご連絡ください。ご連絡して下さるまで、※到着前には納められません。</p> <p>⑥ 下水道使用料につきこの他外について不届があるときは、処分があったことを知った日から起算して30日以内、納付に異議を申立てる。この場合、申立ての届出について、水道料金等の姓名を基に後述のとおり照会して、申立をしたことを知った日の翌日から起算して30日以内、(照会)としてこの他外については行政官庁の代表者となります。)</p> <p>⑦ 申立、次に掲げる場合は、異議申立ての決定を認めることができず、この他外について、照会し、の訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して30日を遡越していても決定がないとき、</p> <p>(2) 処分、処分執行又は手続の執行により生じる若しくは、</p> <p>(3) その他決定を争うことができない場合があるとき。</p> <p>水道料金、下水道使用料についてのお問い合わせ先は、</p> <p>1 水道：下水道の費用をやる時、お客様番号を下さい、</p> <p>2 料金に関する場合は、必ずお客様番号をお知らせください。</p> <p>⑧ 本管及び排水設備等の請求者等が、管や机上上下水道線へ連絡して下さる。</p> <p>⑨ お問い合わせ先は 聖籠町上下水道課</p>		<p>【納入場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 銀行 振込 組合 組合 ● 日本 郵便 振込 組合 ● 北越 後 農 業 協 同 会 ● 北越 後 農 業 協 同 会 ● ち ち ち 銀行・郵便局 ● 聖 籠 町 役 場 会 計 課 ● 聖 籠 町 上 水 道 課
---	--	--

附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。